

総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会
工場等判断基準小委員会取りまとめ(案)に対する意見

[御意見]

・該当箇所(どの部分についての意見か、該当箇所が分かるように明記して下さい。)

1. (2. 1. 2)検討結果(頁5)

特定事業者及び特定連鎖化事業者の指定の裾切り値は1,500kl(原油換算値)/年とする。

2. (2. 6. 1)改正省エネ法における位置づけ(頁16)

テナントビルの場合、エネルギー管理権原を有する者(①設備の設置・更新権限を有し、かつ、②当該設備のエネルギー使用量を実測値として把握できること)に対し、省エネ法の義務を課している。

3. (6. 1. 2)照明やOA機器、サーバ等の電気に関するエネルギーの推計手法(頁39)

計量器が複数のテナントで共用されており、テナント単独での使用電力を把握できない場合、各テナントの電力量は「機器の定格電力×稼働時間×台数」で算出することとなるが、常時電気が投入されているプリンターやコピー機、冷蔵庫等は、使用状況に応じた稼働率を賭けて求めることが望ましい。

・意見内容

1. オーナーにエネルギー管理権原があるテナントについては、オーナーに報告義務ならびに努力目標の設定がなされているが、1,500kl/(原油換算値)年以下のテナントに年平均1%改善の努力目標を課さないで、オーナーのみに1,500kl/年以下のテナント使用エネルギーの改善を求めるのは不公平である。

オーナーにエネルギー管理権原がある1,500kl/年以下のテナント使用分については、特定事業者の報告対象から除外されたい。

2. テナントビルのテナント部分について、オーナーが管理権限を有する設備であっても、②の実測値を把握できる場合は、テナントのみからの報告とし、オーナーの報告義務からは除外されたい。

3. 照明やOA機器、サーバー等のエネルギー使用量についても、空調エネルギーと同様の方法により推計されたい。

・理由(可能であれば、根拠となる出典等を添付又は併記して下さい。)

1. オーナーにエネルギー管理権原がある1,500kl/年以下のテナントが多く、テナント使用のエネルギーについても特定事業者のみが年平均1%以上改善していくことには、無理がある。

2. 一つのビルの中に多数の様々なテナントが入居し、①設備の設置・更新権限について契約形態により、オーナーの場合、テナントの場合と混在している。テナントの入退去も頻繁にあり事実上エネルギー使用量の把握が困難である。

3. エネルギーの推計手法

機器個々の計算は作業量が多く、テナントの入れ替えも頻繁なため対応が困難である。